

定 款

一般社団法人名古屋コーチン協会

定 款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人名古屋コーチン協会（以下「協会」という。）と称する。

2 名古屋コーチンとは、鶏の品種である名古屋種の鶏をいう。

(目的)

第2条 協会は、愛知県が系統造成した名古屋コーチンの交配等により生産される名古屋コーチン（以下「名古屋コーチン」という。）を特定し、消費者に届く鶏卵肉が、名古屋コーチンの鶏卵肉であることを明確にするとともに、消費者が鶏卵肉を安心して購入できるような取り組みを通じて、消費者の信頼確保を図り、普及促進向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 名古屋コーチンの信頼確保に関する事
- (2) 名古屋コーチンの生産流通に関する事
- (3) 名古屋コーチンの食文化伝統に関する事
- (4) 会員の資質、社会的地位向上や経営安定に関する事
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第4条 協会は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

(公告)

第5条 協会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(事業年度)

第6条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わ

る。

第2章 会員

(種別)

第7条 協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 「名古屋コーチン」の生産・流通・販売（以下「取扱い」という。）に直接携わる個人、法人及び権利能力なき社団・財団
- (2) 賛助会員 「名古屋コーチン」の取扱いに直接携わらないが、協会の行う事業を賛助するため入会した個人、法人及び権利能力なき社団・財団

(入会)

第8条 協会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める書面を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員及び賛助会員は、社員総会（以下「総会」という。）で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既納の入会金及び会費は、会員の退会の場合においてもこれを返還しない。

(負担金)

第10条 協会は、第3条に規定する事業を行うため、総会が必要と認めた負担金を、会員へ付加することができる。

- 2 負担金の徴収に関し必要な事項は、理事会で定める。

(退会)

第11条 会員は、退会しようとするときは、理事長に届け出なければならない。

- 2 正会員及び賛助会員が死亡し、解散し、又は名古屋コーチンの取扱いを廃止したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において、議

決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この協会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 会費を2年以上納入しないとき
- (3) 協会の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき
- (4) その他正当な事由があるとき

第3章 役員

(種別及び選任)

第13条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 4名以上6名以内
- (3) 理事（理事長及び副理事長を含む）10名以上14名以内
- (4) 監事2名
 - 2 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 3 理事長、副理事長は、理事会で選定する。また、理事会が必要と認めるとき、常務理事1名を置くことができる。
 - 4 理事の内、同一の親族、特定の団体の関係者、所管する官庁の出身者（現職を含む）が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を越えてはならない。また同一の団体（公益法人を除く）の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を越えてはならない。
 - 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
 - 6 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(任期)

第14条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により就任する理事及び補欠により就任する監事の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 役員は、辞任又は任期満了により退任した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職務・権限)

第15条 理事長は、一般法人法上の代表理事とする。

- 2 理事長は、協会を代表し、会務を総理する。

- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 理事は、理事会を組織し、協会の会務の執行を決定する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務の執行状況を監査すること
 - (3) 理事会及び総会に出席し、監査の結果報告及び意見を述べること。
 - (4) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、総会及び理事会の召集を請求し、又は理事会を招集すること

(解任)

第16条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数により、これを解任することができる。

(報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
2 役員には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第18条 協会に顧問を置くことができる。
2 顧問は、理事会の議決を経て理事長がこれを委嘱する。
3 顧問は、協会の業務運営上必要な事項について、理事長に助言することができる。

第4章 会議

(種別)

第19条 協会の会議は、総会及び理事会の2種とする。総会は定時総会及び臨時総会とし、理事会は通常理事会及び臨時理事会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。
2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、一般法人法及び定款に定めた事項に限り決議することができる。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行に関する決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(開催)

第22条 定時総会は、毎年6月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は総正会員の議決権の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 通常理事会は、毎年4回開催する。

4 臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招集)

第23条 会議は、理事長が招集する。

2 総会を招集するには正会員に対し、理事会を招集するには理事及び監事並びに顧問に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 会議は、総会においては正会員、理事会においては理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決する。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第28条 会議の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 総会議事録には、出席した正会員又は理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに記名・押印しなければならない。

3 理事会議事録には、出席した理事及び監事が記名・押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 積立金及び負担金
- (3) 寄附金品、補助金及び助成金
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第30条 協会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第31条 協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 協会の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、年度開始前に理事会の承認を得たうえで、定時総会において承認を得るものとする。

(事業報告及び収支決算)

第33条 協会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後2か月以内に、理事長が事業報告書、貸借対照表及び損益計算書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時総会において承認を得るものとする。

2 この協会は、前項の総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金の不配当)

第34条 この協会は、剰余金の配当はしないものとする。

(借入金)

第35条 協会は、管理費及び事業に要する経費の支弁に充てるため、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金をすることができる。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、これを借り換えることができる。

2 第1項の借入金を除く長期の借り入れをしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第6章 専門委員会

(設置等)

第36条 協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第37条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 理事長は、協会の運営及び事業の執行に関し、会員団体及び必要な地区の団体等に、理事会の議決を経て、協会の事務の一部を委託することができる。

4 事務局の組織及び運営、前項の委託に関し必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(帳簿の備付け等)

第38条 協会の事務所には、次に掲げる業務財務等に関する資料を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 役員名簿

(3) 会員名簿

(4) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書並びにこれらの附属明細書

(5) 総会及び理事会の議事に関する書類

(6) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号までに掲げる事項については、一般の閲覧に供するものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数により変更することができる。

(合併等)

第40条 この協会は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡を決議することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第41条 総会の議決に基づいて解散をする場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の多数によらなければならない。

2 協会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会において、総正会員の4分の3以上の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第42条 この協会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 愛知県海部郡大治町大字西條字附田106番地3
(正会員) 株式会社さんわコーポレーション

設立時社員 愛知県豊橋市牟呂町字扇田14番地
(正会員) 丸トポトリー食品株式会社

(設立時役員)

第43条 この協会の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	浅井章
	古川隆二
	杉本勇
	寺澤錠次
	湯浅和征
	天野國重
	多田実
	稲垣利幸
	今泉耕治
	鈴木忠

設立時監事 井戸 肇
牧野 信一

設立時代表理事 愛知県日進市香久山四丁目502番地1
古川 隆二

(最初の事業年度)

第44条 この協会の最初の事業年度は、協会の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第45条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人名古屋コーチン協会設立に際し、設立時社員株式会社さんわコーポレーション外1名の定款作成代理人である司法書士松崎定守は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成21年4月28日

設立時社員 株式会社さんわコーポレーション
代表取締役 古川 隆二

設立時社員 丸トポトリー食品株式会社
代表取締役 今泉 俊宏

上記設立時社員の定款作成代理人
名古屋市西区八筋町164番地1
司法書士 松崎 定守

一般社団法人名古屋コーチン協会の定款変更

変更後	変更前
<p>(略)</p> <p><u>(剰余金の不配当)</u></p> <p><u>第34条 この協会は、剰余金の配当はしないものとする。</u></p> <p>(略、以下、条項1条ずつ繰り下げ)</p> <p>(解散及び残余財産の処分)</p> <p><u>第41条 (略)</u></p> <p>2 協会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会において、総正会員の4分の3以上の議決を経て、<u>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>新たに追加</p> <p>(略)</p> <p>(解散及び残余財産の処分)</p> <p><u>第40条 (略)</u></p> <p>2 協会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会において、総正会員の4分の3以上の議決を経て、<u>協会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。</u></p>

平成21年6月2日

平成21年度第1回 理事会

同日 設立時社員 株式会社さんわコーポレーション

代表取締役 古川 隆二

設立時社員 丸トポトリー食品株式会社

代表取締役 今泉 俊宏

承認

定款改正

改 正 前	改 正 後
<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第 3 2 条 協会の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、年度開始前に総会の議決により定めなければならない。</p> <p>(事業報告及び収支決算)</p> <p>第 3 3 条 協会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後 2 ヶ月以内に、理事長が事業報告書、貸借対照表及び損益計算書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時総会において承認を得るものとする。</p> <p>2 この協会は、前項の総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。</p>	<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第 3 2 条 協会の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、年度開始前に理事会の承認を得たうえで、定時総会において承認を得るものとする。</p> <p>以下左同</p>

平成 2 2 年 3 月 1 8 日 臨時総会承認

定款改正

改正前	改正後
<p data-bbox="339 461 536 495">第3章 役員</p> <p data-bbox="245 506 467 539">(種別及び選任)</p> <p data-bbox="226 551 727 584">第13条 協会に次の役員を置く。</p> <ul data-bbox="280 595 799 808" style="list-style-type: none"><li data-bbox="280 595 576 629">(1) 理事長 1名<li data-bbox="280 640 576 674">(2) 副理事長 5名<li data-bbox="280 685 799 763">(3) 理事(理事長及び副理事長を含む)9名以上13名以内<li data-bbox="280 775 576 808">(4) 監事 2名 <p data-bbox="323 864 520 898">第4章 会議</p> <p data-bbox="245 909 403 943">(書面評決)</p> <p data-bbox="226 954 799 1290">第27条 やむを得ない理由のため総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の運用については、出席したものとみなす。</p>	<p data-bbox="936 461 1133 495">第3章 役員</p> <p data-bbox="841 506 1062 539">(種別及び選任)</p> <p data-bbox="821 551 1323 584">第13条 協会に次の役員を置く。</p> <ul data-bbox="876 595 1362 808" style="list-style-type: none"><li data-bbox="876 595 1171 629">(1) 理事長 1名<li data-bbox="876 640 1362 674">(2) 副理事長 4名以上6名以内<li data-bbox="876 685 1362 763">(3) 理事(理事長及び副理事長を含む)10名以上14名以内<li data-bbox="876 775 1171 808">(4) 監事 2名 <p data-bbox="919 864 1115 898">第4章 会議</p> <p data-bbox="841 909 999 943">(書面評決)</p> <p data-bbox="821 954 1362 1290">第27条 やむを得ない理由のため総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の運用については、出席したものとみなす。</p> <p data-bbox="831 1312 1362 1693">2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。</p>

令和2年6月9日 定時総会承認